都市規模別に見ると、「知らなかった」とする者の割合は、小都市で高くなっている。 性別に見ると、大きな差異は見られない。

性・年齢別に見ると、「知っていた」とする者の割合は男性の50歳代,60歳と女性の40歳代,50歳代で、「知らなかった」とする者の割合は男性の20歳代と女性の20歳代,70歳以上で,それぞれ高くなっている。

職業別に見ると、「知っていた」とする者の割合は管理・専門技術・事務職、主婦で、「知らなかった」とする者の割合はその他の無職(学生を除く)で、それぞれ高くなっている。(表16)

表16 専業主婦等の年金保険料の負担についての周知度

	該	知			扣			そ	ゎ
	HX.	知 っ	知	あ	知らなかっ	あ	知		12
		て		ある程度知っ	な	まり			か
	当	١١	っ	程	かっ	IJ	6		
		た	7	度知	た	知らなかっ	な	の	6
	者		て	껑) (かか	か		
		小	١١	τ	小	か	っ		な
		計		١١	計				
	数)	た	た)	た	た	他	۱۱
	人	%	%	%	%	%	%	%	%
平成10年3月調査(注)	3,646	73.8	53.6	20.2	25.7	9.7	16.0	-	0.5
今回調査	3,578	80.1	61.3	18.8	18.5	7.7	10.8	0.0	1.3
〔都 市 規 模〕									
大 都 市	720	82.2	62.5	19.7	16.7	7.1	9.6	-	1.1
東京都区部	202	78.7	55.4	23.3	18.8	9.4	9.4	-	2.5
政令指定都市	518	83.6	65.3	18.3	15.8	6.2	9.7	-	0.6
中 都 市	1,394	80.8	61.5	19.4	17.6	7.8	9.8	0.1	1.5
小都市	655	76.3	60.2	16.2	22.7	8.9	13.9	-	0.9
町 村	809	80.1	60.8	19.3	18.3	7.2	11.1	-	1.6
(性)									
男 性	1,667	79.2	59.3	19.9	19.6	8.3	11.2	-	1.3
女性	1,911	81.0	63.1	17.9	17.6	7.2	10.4	0.1	1.4
〔性 ・ 年 齢〕									
(男性)									
20 ~ 29 歳	169	55.0	37.9	17.2	41.4	16.0	25.4	-	3.6
30 ~ 39 歳	250	78.4	57.6	20.8	21.2	7.6	13.6	-	0.4
40 ~ 49 歳	266	80.1	61.7	18.4	19.2	10.2	9.0	-	0.8
50 ~ 59 歳	318	88.4	68.9	19.5	11.3	6.0	5.3	-	0.3
60 ~ 69 歳	399	85.5	65.2	20.3	14.0	6.3	7.8	-	0.5
70 歳 以 上	265	74.0	51.7	22.3	22.6	8.3	14.3	-	3.4
(女 性)									
20 ~ 29 歳	187	71.7	50.3	21.4	27.8	11.2	16.6	-	0.5
30 ~ 39 歳	313	82.7	67.1	15.7	16.9	8.0	8.9	-	0.3
40 ~ 49 歳	325	88.0	71.1	16.9	11.7	5.2	6.5	-	0.3
50 ~ 59 歳	426	91.3	76.5	14.8	8.7	4.0	4.7	-	-
60 ~ 69 歳	376	81.9	63.6	18.4	16.8	5.9	10.9	0.3	1.1
70 歳 以 上	284	60.2	37.0	23.2	32.7	12.3	20.4	-	7.0
〔職業〕									
自 営 業 主	416	79.3	57.5	21.9	19.7	7.2	12.5	-	1.0
家族従業者	186	78.5	59.1	19.4	21.5	5.4	16.1	-	-
雇 用 者 (小計)	1,452	81.7	64.2	17.6	17.4	8.7	8.7	0.1	0.8
管理· 専門技術· 事務職	708	84.5	67.8	16.7	15.0	8.9	6.1	-	0.6
労 務 職	744	79.2	60.8	18.4	19.8	8.5	11.3	0.1	0.9
無 職(小計)	1,524	79.0	59.8	19.2	18.8	7.2	11.6	-	2.2
主婦婦	866	84.3	65.9	18.4	14.7	6.4	8.3	-	1.0
その他の無職(小計)	658	72.0	51.8	20.2	24.3	8.4	16.0	-	3.6
学生	39	61.5	33.3	28.2	35.9	7.7	28.2	-	2.6
その他の無職	619	72.7	53.0	19.7	23.6	8.4	15.2	-	3.7

⁽注)平成10年3月調査では、「専業主婦等は、現在の制度においては、国民年金の保険料を負担する必要はなく、その 配偶者が加入する厚生年金や共済年金からの負担により、老後等に国民年金(基礎年金)が給付される仕組みと なっていますが、あなたは、このことを知っていましたか、知りませんでしたか。」と聞いている。

(2) 専業主婦等の年金保険料の負担についての考え方

専業主婦等の年金の給付と負担のあり方について,どのように考えるか聞いたところ,「夫の納めた保険料の一部を妻の分とみなして,夫と妻に対し別々に年金を支給する仕組みとするのがよい」と答えた者の割合が32.3%,「専業主婦等も,別途保険料を負担する仕組みとするのがよい」と答えた者の割合が17.4%,「保険料を負担しないのだから,専業主婦等への年金は減額する仕組みとするのがよい」と答えた者の割合が7.5%,「所得がない又は少ないのだから,現行のように配偶者の加入する制度で保険料を負担する仕組みがよい」と答えた者の割合が31.0%となっている。なお,「わからない」と答えた者の割合が11.4%となっている。(図17)都市規模別に見ると,「専業主婦等も,別途保険料を負担する仕組みとするのがよい」と答えた者の割合は大都市で,「所得がない又は少ないのだから,現行のように配偶者の加入する制度で保険料を負担する仕組みがよい」と答えた者の割合は町村で,それぞれ高くなっている。

性別に見ると、「夫の納めた保険料の一部を妻の分とみなして ,夫と妻に対し別々に年金を支給する仕組みとするのがよい」と答えた者の割合は男性で高くなっている。

性・年齢別に見ると、「夫の納めた保険料の一部を妻の分とみなして,夫と妻に対し別々に年金を支給する仕組みとするのがよい」と答えた者の割合は男性の50歳代,60歳で、「専業主婦等も、別途保険料を負担する仕組みとするのがよい」と答えた者の割合は男性の70歳代以上と女性の50歳代,60歳で、「所得がない又は少ないのだから、現行のように配偶者の加入する制度で保険料を負担する仕組みがよい」と答えた者の割合は男女共に30歳代で、それぞれ高くなっている。

職業別に見ると、「専業主婦等も、別途保険料を負担する仕組みとするのがよい」と答えた者の割合は自営業主、家族従業者で、「所得がない又は少ないのだから、現行のように配偶者の加入する制度で保険料を負担する仕組みがよい」と答えた者の割合は主婦で、それぞれ高くなっている。(表17)

図17 専業主婦等の年金保険料の負担についての考え方

保険料を負担しないのだから,専業主婦等への年金は減額する仕組みとするのがよい

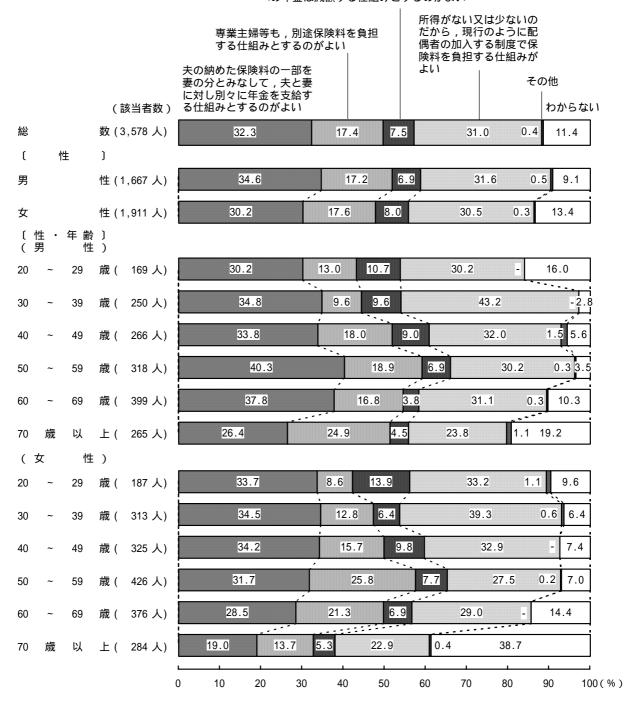


表17 専業主婦等の年金保険料の負担についての考え方

				該	みにて部夫	と険専	みのだ保	仕度にの所	そ	わ
					と年~をの	す料業	と年か険	組で配だ得		
				NZ	す金夫妻納	るを主	す金ら料	み保偶かが		か
				当	るをとのめ	の負婦がお答	るは、を	が険者らな		
					の支妻分た が給によ	が担等 よすも	の減専負が短券担	よ料の、い	の	6
				±∠	よす対と険	いる`	が額業担 よす主し	いを加現又		
				者	いるしみ料		いる婦な	負入行は		な
					仕別なの	仕別 組途		担すの少		-6.
				数	組々し一	超尽み保	仕等い 組への	するよな る制うい	他	١١
				人	%	%	%	%	%	%
総			数	3,578	32.3	17.4	7.5	31.0	0.4	11.4
〔都	市	規	模〕							
大	者	ß	市	720	32.6	21.0	9.2	27.5	0.3	9.4
東	京	都 区	部	202	26.7	23.3	7.4	28.2	-	14.4
政	令 指	定都	市	518	34.9	20.1	9.8	27.2	0.4	7.5
中		ß	市	1,394	33.7	16.5	7.7	31.1	0.6	10.3
小	者		市	655	32.8	17.4	6.3	30.4	0.2	13.0
町	-	•	村	809	29.0	15.8	6.4	34.5	0.5	13.7
(",	性	±	13	300	20.0	10.0	0.4	04.0	0.0	10.7
男	1-	-	性	1,667	34.6	17.2	6.9	31.6	0.5	9.1
					34.6					
女		4	性	1,911	30.2	17.6	8.0	30.5	0.3	13.4
〔性	•	年,	齢〕							
(男			生)							
20	~	29	歳	169	30.2	13.0	10.7	30.2	-	16.0
30	~	39	歳	250	34.8	9.6	9.6	43.2	-	2.8
40	~	49	歳	266	33.8	18.0	9.0	32.0	1.5	5.6
50	~	59	歳	318	40.3	18.9	6.9	30.2	0.3	3.5
60	~	69	歳	399	37.8	16.8	3.8	31.1	0.3	10.3
70	歳	以	上	265	26.4	24.9	4.5	23.8	1.1	19.2
(女			生)							
20	~	29	歳	187	33.7	8.6	13.9	33.2	1.1	9.6
30	~	39	歳	313	34.5	12.8	6.4	39.3	0.6	6.4
40	~	49	歳	325	34.2	15.7	9.8	32.9	0.0 -	7.4
50	~		歳							
		59		426	31.7	25.8	7.7	27.5	0.2	7.0
60	~	69 N	歳	376	28.5	21.3	6.9	29.0	-	14.4
70	歳	以	上、	284	19.0	13.7	5.3	22.9	0.4	38.7
〔職	***	3114	業〕							
自	営	業	主	416	29.3	23.8	7.5	30.0	1.2	8.2
家	族		者	186	23.7	24.2	9.7	30.6	-	11.8
		耆 (小詞		1,452	34.2	16.8	9.0	32.0	0.3	7.7
		技術·事	務職	708	34.7	18.6	8.2	33.1	0.3	5.1
労		務	職	744	33.7	15.1	9.7	31.0	0.3	10.2
無		職(小詞	it)	1,524	32.3	15.4	5.8	30.4	0.4	15.7
主		-	婦	866	33.1	14.3	6.0	34.9	0.3	11.3
		無職 (小語		658	31.2	16.9	5.5	24.5	0.5	21.6
	·· /O ·· /、 学	`	生	39	33.3	15.4	15.4	20.5	-	15.4
		也の無		619	31.0	17.0	4.8	24.7	0.5	22.0
		というが			01.0	17.0	7.0	27.1	0.0	22.0
心心	י- אר והיו <i>א</i> ד	C [C \(\) \(\)	ן או ש							
	心力	が あ	ຈ [໌]	2,780	33.2	18.8	7.1	31.2	0.4	9.2
関		がな	ίÌ	770	29.4	12.9	9.0	30.5	0.4	17.9
		可けた動き								
しつい.	ての周知	1度	J							
		C 11		1,939	34.7	19.9	7.6	28.9	0.6	8.3
知	らな	かっ	た	1,596	29.6	14.8	7.5	34.0	0.2	13.9

(参考) 専業主婦等の年金保険料の負担についての意識

	該	み保入現所 で険す行得	き年専 で金業	そ	どち	わ
	当	い料るどが いを制おな	あ保主 る険婦		6	か
		負度りい 担全配の	料等をか	Ø	と も	6
	者	す体偶だ るで者か	徴ら 収も		い え	な
	数	仕年のら 組金加 [、]	す別 べ途	他	な い	١J
	人	%	%	%	%	%
平成 10 年 3 月調査	3,646	58.5	27.4	0.3	8.7	5.1

⁽注)平成10年3月調査では、「そのような専業主婦等の年金保険料の負担については、専業主婦等も負担すべきであるという意見と、現行どおり保険料を負担しなくてもよいという意見がありますが、あなたはこのことについて、どのように考えますか。」と聞いている。

7 年金制度の中での少子化対策について

現在の公的年金制度は働いている世代全体で高齢者を支える仕組みを採っている。この年金制度において、制度の支え手となる次の世代の育成を支援することについて、考えに近いものはどれか聞いたところ、「保育サービスの充実などの社会保障施策と合わせて、年金制度においても、子どもを育てている者の保険料の軽減を拡充するなど、子どもを育てることを支援する対策を講じるべきである」と答えた者の割合が54.1%、「少子化対策は、年金制度以外の社会保障施策として実施すべきであり、年金制度において少子化対策を行うことは適当でない」と答えた者の割合が29.7%となっている。(図18)

性別に見ると、「保育サービスの充実などの社会保障施策と合わせて、年金制度においても、子どもを育てている者の保険料の軽減を拡充するなど、子どもを育てることを支援する対策を講じるべきである」と答えた者の割合は女性で、「少子化対策は、年金制度以外の社会保障施策として実施すべきであり、年金制度において少子化対策を行うことは適当でない」と答えた者の割合は男性で、それぞれ高くなっている。

性・年齢別に見ると、「保育サービスの充実などの社会保障施策と合わせて、年金制度においても、子どもを育てている者の保険料の軽減を拡充するなど、子どもを育てることを支援する対策を講じるべきである」と答えた者の割合は男性の30歳代と女性の20歳代、30歳代で、「少子化対策は、年金制度以外の社会保障施策として実施すべきであり、年金制度において少子化対策を行うことは適当でない」と答えた者の割合は男性の40歳代から60歳代で、それぞれ高くなっている。(表18)

図18 年金制度の中での少子化対策について

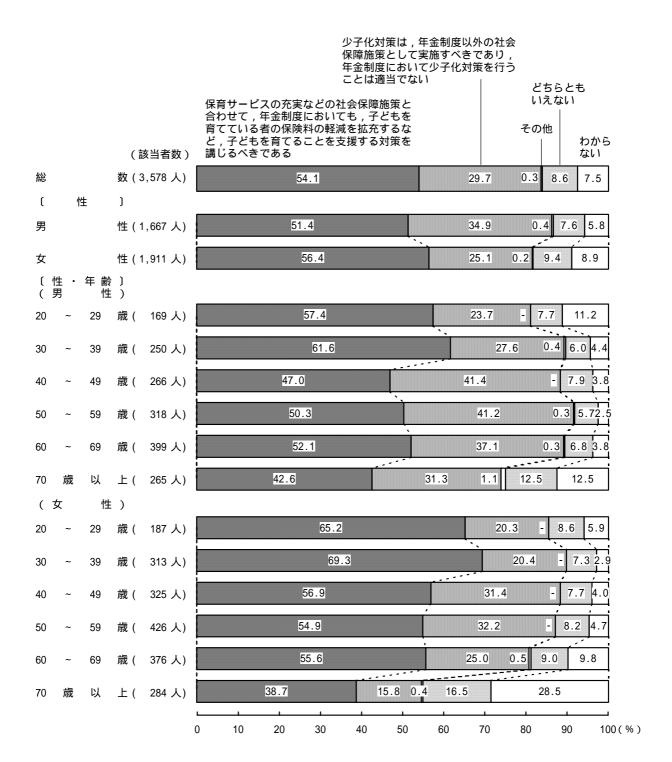


表18 年金制度の中での少子化対策について

			15 / - / / / / / / / / / / / / / / / / /	//. — <u>+1</u> ./.		1.0	. 1
		該	援なるに保保	化で社少	そ	۲	わ
			すど者お障育	対あ会子		ち	
			る `のい施サ 対子保て策 I	策り保化 を `障対			
			策ど険もとビ	行年施策		5	か
		当	をも料、合ス	2金策は、		ح	
			講をの子わの	ニ 制 と			
			じ育軽どせ充	と度し年	の	も	6
			るて減れて実	はにァケ		١١	
		者	^ ¬ + + ` +	110			
			へるをを [、] な きこ拡育年ど	当の海に		え	な
			┃ ѫと充て金の┃	かてす以		な	
			るをすて制社	い少べ外			
		数	支るい度会	子きの	他	l I	۱۱
		人	%	%	%	%	%
総	数	3,578	54.1	29.7	0.3	8.6	7.5
(都	市 規 模						
大	都市		54.3	30.4	0.3	9.9	5.1
東	京都区部		49.5	35.6	-	8.9	5.9
政	令指定都市		56.2	28.4	0.4	10.2	4.8
中	都市		53.7	30.3	0.4	8.5	7.0
小	都市		57.1	27.2	-	7.8	7.9
町	村		51.9	29.8	0.1	8.3	9.9
("	性) 009	31.8	23.0	0.1	0.3	3.3
男			F4 4	24.0	0.4	7.0	F 0
	性		51.4	34.9	0.4	7.6	5.8
女	性		56.4	25.1	0.2	9.4	8.9
〔性)					
(男	性)						
20	~ 29 歳		57.4	23.7	-	7.7	11.2
30	~ 39 歳		61.6	27.6	0.4	6.0	4.4
40	~ 49 歳		47.0	41.4	-	7.9	3.8
50	~ 59 歳		50.3	41.2	0.3	5.7	2.5
60	~ 69 歳		52.1	37.1	0.3	6.8	3.8
70	歳 以 上	265	42.6	31.3	1.1	12.5	12.5
(女	性)						
20	~ 29 歳	187	65.2	20.3	-	8.6	5.9
30	~ 39 歳	313	69.3	20.4	-	7.3	2.9
40	~ 49 歳		56.9	31.4	-	7.7	4.0
50	~ 59 歳		54.9	32.2	-	8.2	4.7
60	~ 69 歳		55.6	25.0	0.5	9.0	9.8
70	歳 以 上		38.7	15.8	0.4	16.5	28.5
〔職	業]		- · ·		
自	営 業 主		49.5	36.8	0.2	6.7	6.7
	族従業者		49.5	35.5	-	8.1	7.0
雇	用者(小計)	1,452	58.1	30.0	0.1	7.2	4.5
	浬• 専門技術• 事務職		58.1	34.0	0.1	5.8	2.0
労	チューチョン			26.2	0.1	8.6	7.0
無	職(小計)		58.1				
		1,524	52.0	26.6	0.4	10.4	10.5
主	婦の無職(小計)		56.6	25.1	-	10.0	8.3
	の他の無職(小計)	658	46.0	28.7	0.9	10.9	13.4
	学 生		64.1	20.5	-	7.7	7.7
	その他の無職		44.9	29.2	1.0	11.1	13.7
	年金制度に対する関	11					
し心 関	心がある	2 700	EE 0	21 0	0.0	7 4	E
	心がある	2,780 770	55.8 49.0	31.0 25.6	0.3 0.1	7.4 12.5	5.5 12.9
	ルール・スーパ 改正に向けた動きに		73.0	20.0	0.1	14.0	14.3
	スエに向けた動さた ての周知度	J					
知	っていた	1,939	54.3	33.9	0.3	7.1	4.4
	らなかった		54.9	24.9	0.2	10.0	10.0

(参考)年金制度の中で少子化対策を講じることについて

	該	の負金子	こ金策充少	そ	ど	わ
		中担のど でを給も	と制と実子 は度しな化		ち	
	1/4	対軽付の 策減をあ	適のてど対当中実年策		6	か
	当	をす増る	でをひます でなり なり でなり でもり でもり でもり でもり でもり でもり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かん		٢	
		対策を講じるべいを軽減するなど、いのある者に対し	11子ベ外保	0	ŧ	6
	者	るどた対 べ、りし	化きの育 対で社サ		l1	
		デ年 `て	策あ会し		え	な
		る削険	をり保ビ 行 [`] 障ス		な	
	数	度料年	う年施の	他	۱۱	١١
	人	%	%	%	%	%
平成 10 年 3 月調査	3,646	35.3	43.7	0.2	12.3	8.6

⁽注)平成10年3月調査では、「年金制度の中で少子化対策を講じることについて、あなたのお考えに最も近いものはどれですか。」と聞いている。

公的年金制度に関する世論調査

平成 15 年 2 月

✓調査時期:平成 15 年 2 月 13 日 ~ 2 月 23 日 ⁻

調査対象:全国 20 歳以上の者 5,000 人

_回収結果:3,578 人(71.6%)

- 1. 老後の生活について
- Q 1 [回答票 1] あなたは,ご自分の老後の生活について考えることがありますか。この中から 1 つお答えください。
 - (34.9)(ア)よく考えている
 - (40.6)(イ)ときどき考えている
 - (19.0)(ウ)あまり考えたことがない
 - (5.0)(エ)全く考えたことがない
 - (0.1) その他(
 - (0.3) わからない
- Q2〔回答票2〕あなたは、老後の生活設計の中で、公的年金をどのように位置づけていますか。 この中から1つお答えください。

)

)

- (29.0)(ア)ほぼ全面的に公的年金に頼る
- (41.7)(イ)公的年金を中心とし、これに個人年金や貯蓄などの自助努力を組み合わせる
- (21.7)(ウ)公的年金にはなるべく頼らず,できるだけ個人年金や貯蓄などの自助努力を中心に考える
- (2.3)(エ)公的年金には頼らず,子どもなどによる私的扶養に頼る
- (0.5) その他(
- (4.8) わからない
- Q3〔回答票3〕あなたは,少子高齢社会への対応として,社会保障などの分野において,日本にとって最も重要な課題となるのはどのようなことだと思いますか。この中から3つまであげてください。(3 M . A .)
 - (55.4)(ア)老後の生活に必要な年金など所得保障の確保
 - (61.6)(イ)安心して医療が受けられる体制の整備
 - (48.3)(ウ)高齢者の介護施設・介護サービスの確保
 - (19.8) (エ) 高齢者の雇用の確保
 - (10.0)(オ)高齢者の住宅など生活環境の整備
 - (17.5)(カ)高齢者の健康管理
 - (15.1)(キ)高齢者の生きがい増進
 - (20.9)(ク)育児・出生対策など次世代の育成の支援
 - (13.4)(ケ)家族や地域社会の人間関係
 - (0.3) その他(
 - (1.9) 特にない
 - (1.6) わからない

(M.T. = 265.7)

2.公的年金制度につい

2.公的牛並剛及に.	701 (
Q 4 〔回答票 4 〕あ ⁷ いますか。この ^c					どこから	情報を得て
(22.8)(ア)社会 (29.5)(イ)都道 (18.5)(ウ)職均	道府県や市町村 <i>0</i> 場における福利原	D広報	(12.3) (= 情報 (1.5)	キ)友人・知 その他()
(53.7)(エ)テし (42.4)(オ)新聞			(4.7)	わからな		= 186.5)
Q 5 〔回答票 5 〕あぇ つお答えください		金制度につい	1て,どの程度関	関心がありま	 :すか。こ	 の中から 1
(ア)	(1)	(ウ)		(-		(0.8)
非常に あ関心がある 関	る程度 a 心がある 	あまり 関心がない	ほとんど (全く) 関心がない) そのf _ (他 わ <i>1</i>)	からない
					└>(Q 6	^)
)て,いつ頃か きしたか。この!	ら関心を持	制度につい	いて関心が <i>7</i> らでしょう <i>7</i>	ないのは,	, どのよう
(1.9)(ア) 2 (11.6)(イ) 2 (19.7)(ウ) 3 (23.8)(エ) 4 (28.5)(オ) 5 (13.9)(カ) 6	2 0 歳代 3 0 歳代 4 0 歳代 5 0 歳代 6 0 歳以上		(58.8) (えてい: イ)老後の らず, 分で働	いてはある ないから 生活は公的 貯蓄した!	まり深く考
げてください。 (N=2,780)	プ)では,あな;)ようなことに この中からい (M . A .)	ついて関心くつでもあ	(4.9) ((9.7) (5.7)		子どもに≹ りでいるか (養ってもら
保 (67.3)(イ)現 け の		いか ,自分が受 なっている				
付 は (56.0)(エ)少 中	的年金制度全体 内容や保険料の どうなっている 子化,高齢化が で,将来の公が の姿はどのよう	負担の現状 のか 進んでいく 年金制度全				
る (0.7) そ	のか の他(からない)				

	思し	ますか	。この中から	いくつで	もあげて	ください。	. (M . A	.)		
	•	,	⁷)20歳に イ)現役で働 制度であ	いているt						こいう
	(3	31.7) (🗆	フ)保険料を エ)物価や賃 オ)死ぬまで	金の上昇し	こ応じた年	金額が係	保障される			
	,	2.5) (カ 0.3)	J)高齢者に 支えてい その他(年金が受け 亡した場合				り世帯の生	上計を
	(4.2)	わからな	l 1					(M . T .	= 321.6)
3	. 公自	勺年金制.	度の改正につ	いいて						
Q	厚 <i>生</i> 1(生労働省 6 年の年	〕昨年,厚生が「年金改革 が「年金改革 金制度改正に た動きについ	きの骨格に こ向けた検	関する方 討が進め	向性と論 られてい	i点」をと ますが,	りまとめて§ あなたは, -	発表するた そうした ^会	よど,平成
		(18.6) (ア)	(35.6) (イ)		(23.6) (ウ)	•	21.0) エ)	(-)	(1.2)
		知って ハた	ある程度 知ってい <i>7</i>	ある こ 知	まり らなかった		なかった	その他 (わか)	らない
Q	応し	じた額の	〕「公的年会 年金が給付る ありますが,	されるなと	どの負担と	給付の関	係が明確	な仕組みでる	あった方が	が良い」と
	•	49.4)	(31.7) (イ)		(4.9) (ウ)		(3.0) (エ)	(4.9)	(6.1)
	7	う思う	どちらかとい そう思う		ごちらかと そう思わな			どちらと いえない		らない
4	. 公自	り年金の	給付と負担に	ついて						
Q	年) 分 ⁻ 在()以降の で,残り の保険料 ~ 4割抑	〕厚生労働省 厚生年金の保 は会社が負担 水準を維持することが えください。	段料率を ⊒)から, よる場合に	・,現在の ² 年収の約 こは , 既に	年収の13 23%にま 受給して	.58%(サ で上げる いる方の	ラリーマン? 必要がありま 年金も含め	本人の負打 ます。ま <i>†</i> ,直ちに約	旦はその半 た,逆に現 合付水準を
		(15.8) (ア)	(31.7) (イ)		(21.3) (ウ)	•	28.9) エ)	(0.0)	(2.3)
	.		ある程度 知っていた	あき	ŧ IJ	知ら	なかった	その他 (わか)	らない

Q6〔回答票9〕あなたは,現在の公的年金制度の仕組みや役割には,どのようなものがあると

- Q10〔回答票13〕このような試算を踏まえ、今後の年金の給付水準と保険料負担のあり方について、あなたはどのように考えますか。この中から1つお答えください。
 - (18.1)(ア)現在の年金の給付水準を今後も維持すべきであり、そのためには、今後の保険料負担が相当重くなってもやむを得ない(保険料率は年収の約23%)
 - (46.7)(イ)今後,保険料負担が重くなっていくことはやむを得ないが,その上昇をなるべく 抑えるために,年金の給付水準もある程度引き下げるのがよい
 - (12.3)(ウ)保険料負担は現在の水準より引き上げるべきではなく、そのためには、年金の給付水準を大幅に引き下げてもやむを得ない(給付水準は3~4割抑制)
 - (4.2) その他(
 - (18.7) わからない

(Q11は〔回答票14〕に記載してある提示カードを読み上げた上で質問する。)

~提示カード~

将来の推計人口を見直すたびに明らかとなる一層の高齢化・少子化を踏まえ,政府は5年ごとに将来の推計人口などに基づき公的年金の保険料と給付など制度の見直しを行ってきました。それに対し「保険料の上限をはっきり決め(例えば年収の2割とし,サラリーマン本人と事業主で負担を折半する),給付は人口や経済の動向に合わせて自動的に調整することとし,5年ごとに制度の見直しを行わなくてよい仕組みとした方がよい」という意見があります。

Q11〔回答票14〕あなたは,このような意見についてどのように思いますか。この中から1つお答えください。

(14.5)(31.6)(15.9)(14.1)(10.8)(13.0)(ア) **(1)** (ウ) (I) どちらかといえば そう思う どちらかといえば そう どちらとも わからない そう思う そう思わない 思わない いえない

- 5.パートタイマー等について
- Q12 [回答票15] 現在,正社員に比べて労働時間の短い,パートタイマー等の労働者の中には,被用者年金である厚生年金が適用されていない人が大勢います。今回の年金制度改正の中で,このような人にも厚生年金を適用すべきであるという意見があります。厚生年金が適用された場合,パートタイマー等や勤め先の企業は給料に応じた保険料を負担することになりますが,パートタイマー等は老後,基礎年金に加え,保険料負担に応じた年金を受けられることともなります。このことについて,あなたはどのように考えますか。この中から1つお答えください。
 - (58.0)(ア)パートタイマー等にも労働者としての老後の所得保障が行われることとなるので, 適用した方がよい
 - (12.2)(イ)新たにパートタイマー等に保険料負担が生じるので,適用しない方がよい
 - (4.9)(ウ)新たに企業に保険料負担が生じるので,適用しない方がよい
 - (11.4)(エ)新たにパートタイマー等と企業の両方に保険料負担が生じるので,適用しない方がよい
 - (1.4) その他(
 - (12.1) わからない

- 6.第3号被保険者制度について
- Q13〔回答票16〕サラリーマン家庭の専業主婦等は,現在の制度においては,国民年金の保険料を負担する必要はなく,その配偶者が加入する厚生年金や共済年金からの負担により,老後等に国民年金(基礎年金)が給付される仕組みとなっていますが,あなたはこのことを知っていましたか。この中から1つお答えください。

(61.3)(18.8)(7.7)(10.8)(0.0)(1.3)(I) (ア) **(1)** (ウ) 知って ある程度 あまり 知らなかった わからない その他 知らなかった いた 知っていた

- Q14〔回答票17〕そのような専業主婦等の年金の給付と負担のあり方について,あなたはどのように考えますか。この中から1つお答えください。
 - (32.3)(ア)夫の納めた保険料の一部を妻の分とみなして,夫と妻に対し別々に年金を 支給する仕組みとするのがよい
 - (17.4)(イ)専業主婦等も,別途保険料を負担する仕組みとするのがよい
 - (7.5)(ウ)保険料を負担しないのだから、専業主婦等への年金は減額する仕組みとするのがよい
 - (31.0)(エ)所得がない又は少ないのだから,現行のように配偶者の加入する制度で保険料を 負担する仕組みがよい

)

- (0.4) その他(
- (11.4) わからない
- 7.年金制度の中での少子化対策について
- Q15〔回答票18〕現在の公的年金制度は働いている世代全体で高齢者を支える仕組みを採っています。この年金制度において、制度の支え手となる次の世代の育成を支援することについて、あなたのお考えに近いものはどれですか。
 - (54.1)(ア)保育サービスの充実などの社会保障施策と合わせて,年金制度においても,子どもを育てている者の保険料の軽減を拡充するなど,子どもを育てることを支援する対策を講じるべきである
 - (29.7)(イ)少子化対策は,年金制度以外の社会保障施策として実施すべきであり,年金制度において少子化対策を行うことは適当でない
 - (0.3) その他(
 - (8.6) どちらともいえない
 - (7.5) わからない

<フェース・シート>

ご意見をおうかがいするのはこれで終わりですが,ご回答を統計的に分析するために,あなた ご自身のことについて少しおたずねします。

F1 (性)

(46.6)(53.4)男性女性

F2〔年 齢〕あなたのお年は満でおいくつですか。

 (4.1)
 20~24歳
 (11.4)
 50~54歳

 (5.9)
 25~29歳
 (9.4)
 55~59歳

 (8.0)
 30~34歳
 (11.4)
 60~64歳

 (7.7)
 35~39歳
 (10.3)
 65~69歳

 (8.4)
 40~4歳
 (15.3)
 70歳以上

 (8.1)
 45~49歳

F3 〔職 業〕あなたのご職業は何ですか。

職業の内容を具体的に記入してから,下の該当する項目に をつける。

自営業主			家族従業者			雇用者				無職			
(2.6)	(8.4)	(0.6)	(1.0)	(3.9)	(0.3)	(2.1)	(1.8)	(15.9)	(20.8)	(24.2)	(1.1)	(17.3)	
農	商	自	農	商	自	管	専	事	労	主	学	そ	
林	エ サ		林	エ サ			門					の ()	
TT.	ĺ	由	111	ĺ	由	理	技	務	務			他	
漁	ビ		漁	ビ			術					の	
	ス			ス			1个J					無	
業	業	業	業	業	業	職	職	職	職	婦	生	職	

<お願い>

本報告書の内容を引用された場合,その掲載部分 の写しを下記宛に御送付下さい。

> 内閣府大臣官房政府広報室 世論調査担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1 - 6 - 1 電話 03(5253)2111 内線 82780~82783